

第5節 所得保障制度

1 年金制度

(1) 現行制度の概要（職域年金及び個人年金を除く）

① 英国の年金制度体系

英国の年金制度の所得保障制度全体の中での位置づけを簡略化すれば図15のようになる。

国民保険は拠出要件に基づくもので退職年金等の給付が行われる。適用除外職域年金制度及び適格個人年金（APP）制度は、老齢及び寡婦（夫）に関する給付において、国民保険に基づく給付制度と併せ重要な位置づけが与えられている。

図15 英国所得保障制度の中での位置付け

	個人年金制度	事業主による給付制度	国民保険	その他の公的給付制度 (全額国庫負担)				
老 齢	○ 適格個人年金 (APP)	○ 適用除外 職域年金	SERPS(国家所得比例年金) ○ 退職基礎年金 ○ SERPS(国家所得比例年金) ○ 母子手当金 ○ 寡婦年金 ○ 寡婦一時金					
寡婦(夫)								
出 産		法定出産給付	出産手当○	社会基金による 出産給付△				
業 務 災 害			業務災害障害給付 (障害年金等)○					
傷 病		法定傷病給付	傷病手当○					
障 害			障害手当金○	障害者介護手当金				
失 業			障害年金○	重度障害 手当金	障害生活 手当金	付添 手当金	障害就労 手当金△	
低所得			失業給付○					
兒 童				所得扶助△ 住宅給付△ 家族クレジット△ 各種給付△ 単親給付 児童給付				

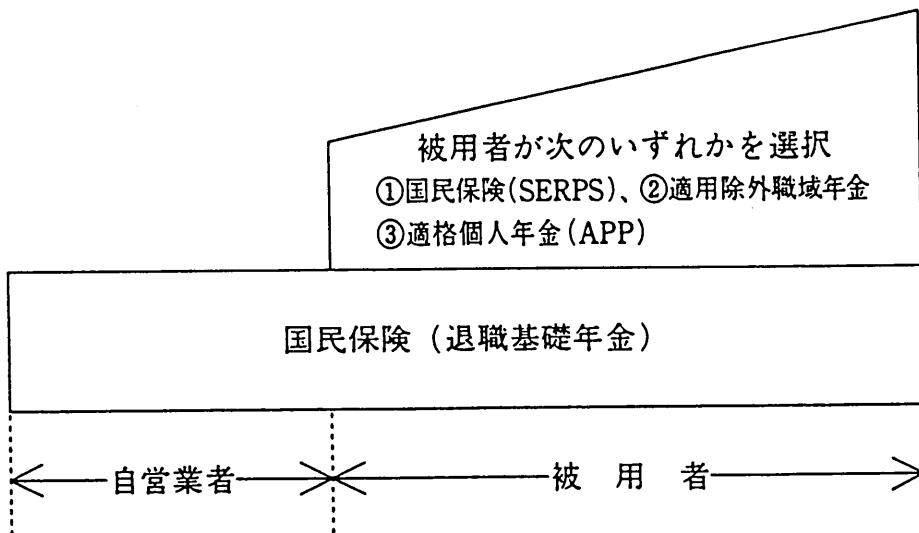
(注)1.適用除外職域年金は法定出産給付・法定傷病給付とは性格や位置付けが全く異なるが、便宜上「事業主による給付制度」に位置付けた。

2.表中の○及び△はそれぞれ次のとおり。

○…被用者の拠出要件のあるもの（ただし、企業年金には事業主拠出のみの場合もありうる。）
△…所得等の制限のあるもの。

3.NHS関連の一部負担免除制度や各種援助措置は省略した。

図16 退職年金制度の体系



(注)1.自営業者の2階部分に係る個人年金加入は任意である。

- 2.職域年金は企業年金と公務員等年金より成る。公務員等年金は各年金制度毎に個別根拠法令を有し、職域年金委員会による非課税承認を受ける必要がない等、企業年金とは異なる点が多いが、英国では両者を一括して職域年金(Occupational Pension)と呼称する。このうち、SERPSを適用除外できる職域年金を適用除外(contract-out)職域年金と呼ぶ。
- 3.SERPSを適用除外できる個人年金をAppropriate Personal Pension(APP適格個人年金)と呼称する。これは、内国歳入庁の個別承認を要する税制承認個人年金制度とは全く異なり、職域年金委員会の個別承認が必要である。
- 4.被用者に対する職域年金への強制加入は禁止されており、SERPSへの加入、又はSERPSからの適用除外(職域年金又は個人年金)は制度的に保障されている。
- 5.被用者は職域年金について付加任意拠出(AVC(制度内)又はFSAVC(独立型))を行うことが制度的に保障されている。(ただし、職域年金の税制承認の条件として、付加任意拠出には上限が設けられている。)この場合、適用除外していない職域年金の加入者が適格性のあるFSAVC(独立型付加任意拠出…保険会社等が実施)を通じて個人的にSERPSを適用除外することが可能である。

② 退職年金制度の体系

英国の退職年金に関する制度は、国民共通制度としての一階部分（国民保険の退職基礎年金）及び被用者に係る二階部分から構成される（図16参照）。

被用者に係る二階部分については、被用者による選択が保障されている。すなわち、ア) 国民保険（S E R P S）、イ) 適用除外職域年金、ウ) 適格個人年金（A P P）の三者からの選択が認められ、職域年金のみへの強制加入は禁止されている。ただし、職域年金を設置するかどうかは事業主の任意であるので、被用者の雇用されている企業に適用除外職域年金が存在しない場合には、基本的に、ア) 国民保険（S E R P S）と、イ) 適格個人年金（A P P）の二者択一となる。

③ 国民保険料の概要

国民保険の拠出については、第1種保険料から第4種保険料までの4種類からなる。対象者及び保険料率は各々表21の1及び表21の2のとおりである。

ちなみに、被用者については、第1種保険料、第3種保険料、自営業者については、第2種保険料、第3種保険料、第4種保険料が、それぞれ所得に応じて適用されている。

④ 国民保険基金の収支

国民保険基金の収支は表22のとおりである。

(注) 英国の北アイルランド地方の国民保険は北アイルランド省所管のため、

「DSS Statistics」（英国社会保障省統計）では北アイルランド地方に係る分は対象から通常除外されている。

⑤ 国民保険に基づく給付の概要

各給付の概要是別添の「参考資料」（75頁ないし77頁）を参照。なお、法定出産給付及び法定傷病給付は国民保険給付ではないが、1986年改正でその位置づけが強化されたことから、別添「参考資料」で併せて説明する。

⑥ 所得保障関連諸給付の受給者数

所得保障関連諸給付の受給者数の推移は表23のとおりである。

⑦ 年金受給者の所得

「Family Expenditure Survey」による年金受給者の所得内訳に関する調査結果は、表24のとおりである。退職者・退職予定者の調査に関しては、1992年政府統計局（O P C S）より「Retirement and Retirement Plans」と題する調査が発表されている。

表21の1 国民保険料の対象者（1992年度）

所得額	低 < 週54ポンド	年3030ポンド	年6120ポンド	年21060ポンド >	高
被用者	第3種保険料 (定額支払は任意)	第1種保険料 (所得比例)			(週所得405ポンドで本人所得に係る 保険料は上限)
自営業者	第3種保険料 (定額、支払は任意)	第2種保険料 (定額)	第2種保険料及び第4種保険料 (第4種保険料は所得比例)		(年所得21060ポンドで保険料は上限)

表21の2 国民保険料率

	第1種保険料	第2種保険料	第3種保険料	第4種保険料
対象者	被用者 (所得が週54ポンド以上)	自営業者 (所得が年3030ポンド以上)	被用者(所得が週54ポンド未満の者)又は、 自営業者(所得が年3030ポンド未満の者)希望者 (保険料支払は任意であり、一時的に低所得にな った場合に、退職年金の提出要件を満たすためのもの)	自営業者(所得が年6120ポンド以上のもの)
保険料率	(別表)	週5.35ポンド(定額)	週5.25ポンド(定額)	6120ポンドを超える所得につき6.3% (対象所得の上限額は21060ポンド)
国民保険 給付 の取扱い	全ての給付が給付される。	失業給付、業務災害給付、SERPSを除く諸給付が給付される。	退職基礎年金及び寡婦給付のみ給付される。	(第2種保険料の附加保険料的性格であり、各種給付とは無関係)
納付者数 (1989:百万人)	22.93	2.04	0.08	—

(別表)

第1種保険料率

週所得(ポンド)	国民保険(SERPS)加入者		適用除外職域年金加入者		適格個人年金(APP)加入者	
	被用者	事業主	被用者	事業主	被用者	事業主
	次の合算額 ①2%×54ポンド ②9%×[54ポンド を上回る所得] (対象所得の上限 額は405ポンド)	全所得×次の保険料率 4.6 6.6 8.6 10.4 10.4	国民保険(SERPS) の加入者保険料から 次の金額を差し 引いた金額 54ポンド～405 ポンドの所得につ き、2%	国民保険(SERPS) の事業主保険料から 次の金額を差し 引いた金額 54ポンド～405 ポンドの所得につ き3.8%	国民保険(SERPS) 加入者に係る加 入者保険料	国民保険(SERPS) 加入者に係る事業 主保険料と同じ。
54～89.99						
90～134.99						
135～189.99						
190～405						
405.01～						

(注)1.既婚女性等に対する減額保険料については、記述を省略した。

- 2.適用除外職域年金加入者の免除保険料率(被用者につき2%、事業主につき3.8%、計5.8%)のことを「コントラクト・アウト・リペート」と呼ぶ。なお、この「コントラクト・アウト・リペート」は1993年4月から4.8%(被用者につき1.8%、事業主につき3%、計4.8%)に改定される。適格個人年金(APP)加入者のコントラクト・アウト・リペートについても1993年4月から適用除外職域年金加入者と同率に改定されるが、30歳以上の適格個人年金加入者についてはさらに1%の「インセンティブ」が付加される。
- 3.職域年金加入者については、事業主及び被用者により第1種保険料以外に職域年金に対し保険料が別途支払われることになる。一方、適格個人年金加入者の個人年金保険料については、一旦全額を第1種保険料として徴収した後に、免除保険料率(54ポンド～405ポンドの所得につき5.8%)等相当分が国民保険基金から個人年金に振り替えられる。
- 4.1988年4月から1993年4月までの間、職域年金又は適格個人年金に加入して国民保険(SERPS)を脱退した者については、「54ポンド～405ポンドの所得」につき、さらに、2%の保険料相当額(「インセンティブ」と呼ばれる。)が減額される。(適格個人年金加入者については、当該減額保険料相当分が国民保険基金から個人年金に振り替えられる。)なお、「1992年社会保障省支出計画」によれば、制度発足後1991年10月までの2%相当分(「インセンティブ」)のコストは18億ポンドであった。
- 5.保険料の対象所得の下限(54ポンド)を「UEL」、上限(405ポンド)を「UEL」と呼称する。(以下、単に「UEL」、「UEL」と略称する場合がある。)

表22 国民保険基金の収支(1990年3月末)
(単位:百万ポンド)

収入	支出
国民保険料 29,405	給付費 27,000
税等 0	内訳 〔退職20,698 障害3,837 寡婦852 等〕 〔業務災害470 傷病 204 出産 30 等〕
投資収入 1,040	事務費 857
その他 1	北アイルランド国民保険基金への振替 210
	個人年金への振替 2,434
	その他
収入計 30,445	支出計 30,508

- (注)1. 北アイルランドを除く。
 2. 1990年社会保障法改正により、業務災害給付、法定傷病給付及び法定出産給付に係る費用負担及び支払方法の変更が行われた。
 (1990年7月施行のため、本表には影響しない。)

(資料) DSS Statistics 1991

表23 所得保障関連賃給付の受給者数の推移 (単位:千人)

		1975	1980	1985	1990
国民保険給付	退職年金	8,243	8,970	9,557	10,000
	出産手当	72	185	107	13
	傷病手当	403	384	180	103
	障害給付(障害年金、障害手当金)	450	615	849	1,209
	寡婦給付(寡婦年金、母子手当金等)	546	...	385	355
その他の給付	所得扶助(1988年以前は補足給付)	2,790	3,120	...	4,180
	家族クレジット(1988年以前は家族所得補足)	60	97	201	313
	児童給付(1977年以前は家族手当)	4,458	7,174	6,819	6,732
	単親給付	—	438	582	773
	重度障害手当金	—	—	252	285
	付添手当金	200	295	543	835
	障害者介護手当金	—	7	10	134
	障害者移動手当金	—	185	406	641

- (注)1. 北アイルランドを除く。
 2. 給付の中には途中で名称・要件等が大幅に変更されたものがある。
 3. 失業給付、業務災害給付等については記述を省略した。

(資料) DSS Statistics

表24 年金受給者の所得の内訳 (単位:週当たりポンド)

年次	収入内訳	社会保障給付(計)	職域年金	貯蓄入	勤労所得	総所得	純所得	年金受給者のうち職域年金を受給している者の割合	職域年金平均受給額(週当たりポンド)
1979	53.00	13.90	9.50	10.40	86.90	79.60		41%	33.70
1988	60.70	27.70	20.00	9.80	118.20	106.30		51%	47.00

(注)1. 1979年の数字は、1988年価格に換算した数字である。

(資料) OPCS, Family Expenditure Survey

(2) 職域年金及び個人年金

① 職域年金及び個人年金の根拠法令等

職域年金及び個人年金の根拠法令等は表25のとおりである。

企業年金のトラスト・ファンドはトラスト法(信託法)に基づき設立される(なお、トラスト法は相続遺産運用等のために前近代に設立された法律であり、加入者・事業主間の利害対立等の事態を本来想定した法律ではなかった)。

表25 職域年金及び個人年金の根拠法令等

	職域年金	個人年金
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外制度は1975年社会保障年金法及び1986年社会保障法に基づく。 税制承認制度は1987年財政法及び1988年所得・法人税法等に基づく。 <p>〔企業年金はトラスト法に基づき(公務員等年金は個別法令に基づき)トラスト・ファンドを設立。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外制度(適格個人年金、APP)は1986年社会保障法に基づく。 税制承認制度は1987年財政法及び1988年所得・法人税法等に基づく。
提供主体	事業主	保険会社、銀行、ビルディング・ソサエティ、ユニット・トラスト、友愛組合等
運営主体	職域年金トラストの受託者(トラストチー)	個人年金提供主体
年金のタイプ	確定給付型 (サラリー・リレーテッド型)	確定拠出型 (マネー・パーチェス型)
転職時の扱い	転職後に転職前の職域年金にとどまることは通常不可	継続できる
事業主拠出	義務	任意 〔ただし、適格個人年金(APP)について義務〕
保険料支払者	事業主 〔ただし被用者負担がある場合は被用者も負担する。〕	個人 〔ただし、適格個人年金(APP)分については事業主より国民保険料として社会保障省が徴収した上で個人年金提供主体に振替える方式がとられている。〕

② 職域年金及び個人年金のSERPS適用除外の要件

被用者に係る二階部分については、ア) 国民保険(SERPS)、イ) 適用除外職域年金、ウ) 適格個人年金(APP)の三者があるが、このうち企業年金及び個人年金が適用除外職域年金及び適格個人年金として取り扱われるためには、当該制度が一定の要件を満足することについて職域年金委員会(OPB)の承認を受けなければならない。

なお、職域年金のうち公務員等年金については、個別根拠法令により S E R P S が適用除外されており、一般の企業年金のように職域年金委員会から S E R P S 適用除外の承認を受ける仕組みにはなっていない。

職域年金及び個人年金の S E R P S 適用除外の要件については、1986年社会保障法により確定拠出型（マネー・ペーチェス型）の企業年金が S E R P S 適用除外対象になったこと、また、個人年金についても S E R P S 適用除外対象として適格個人年金制度が設けられたこと等の理由により、1986年社会保障法施行前と比べて大きく変化している。各々の S E R P S 適用除外要件は極めて多岐にわたるため本稿で詳細に触ることはできないが、給付に関する要件を中心にその概要をまとめれば各々表26の1及び表26の2のとおりである。

③ 職域年金及び個人年金の税制上の取扱い

企業年金及び個人年金が税制上特別の取扱いを受けるためには、当該制度が一定の要件を満足することについて内国歳入庁（I R）の承認を受けなければならない（これは上述の職域年金委員会の適用除外承認制度とは全く別の制度であり、職域年金委員会の適用除外承認を受けていないものでも、内国歳入庁の税制承認を受けることが可能である）。

職域年金及び個人年金の税制上の特別の取扱いの概要は表27のとおりである。

この税制上の特別の取扱いの要件は極めて多岐にわたるため本稿で詳細に触ることはできないが、企業年金及び個人年金がこの取扱いを受けるための主要な要件は各々表28の1及び表28の2のとおりである。

なお、職域年金のうち公務員等年金については、個別根拠法令により税制上の特別な取扱いを受けることが規定されており、一般の企業年金のように内国歳入庁の承認を受ける仕組みにはなっていない。

④ 職域年金及び個人年金の状況

最近の職域年金・個人年金数及び加入者数の状況は表29のとおりである。

最近の職域年金及び個人年金の具体的状況に係る統計資料はまだ外部に公表されていないが、企業年金については1987年に実施された政府アクチュアリー調査が参考になる。その内容は表30の1ないし表30の8のとおりであるが、これらの統計数字は1986年社会保障法改正で誕生した確定拠出型（マネー・ペーチェス型）適用除外企業年金及び適格個人年金を反映したものではないことに留意する必要がある。

（注）政府アクチュアリー調査集計は現在概ね終了しているが、調査報告書刊行は1993年末になるものと見込まれる。

表26の1 企業年金が職域年金委員会よりSERPS適用除外承認を受けるための要件（給付に関する要件のうち、主要なもの）

確定給付型	1. GMPの支給	<p>退職年金支給開始年齢(男65歳、女60歳)よりGMP(最低保障年金)を支給すること。 (参考) GMPの額(1988年以降の就労についての計算式)</p> <p>(1)1997年度以前に退職年金支給開始年齢に達する者 $\text{年金額(週)} = \left[\left\{ \left(\frac{\text{拠出した毎年の}}{\text{再評価後賃金}} - \text{LEL} \right) \right\} \text{の全就労期間(1988年度以降)} \right] \times \frac{1}{100} \div 52$</p> <p>(2)1998年度以降に退職年金支給開始年齢に達する者 $\text{年金額(週)} = \left[\left\{ \left(\frac{\text{拠出した毎年の}}{\text{再評価後賃金}} - \text{LEL} \right) \right\} \text{の合計} \times \frac{0.20}{\text{全就労期間(1988年度以降)}} \right] \div 52$</p> <p>(注)1. LELとは第1種保険料拠出の対象となる所得の下限額であり、計算式で用いるLELは退職年金受給開始年齢に達する前年度のものを用いる。</p> <p>2. 1987年度以前の就労についてのGMPの計算式は旧計算式が用いられる。なお、旧計算式は、上記(1)及び(2)について$\frac{1}{100}$を$\frac{1.25}{100}$に、0.20を0.25にそれぞれ置き換えたものである。</p> <p>3. GMPの一部を、一時金や退職年金受給開始年齢前の給付(遺族給付を除く)等に充当することは認められない。</p> <p>4. 本人の同意に基づく支給開始年齢繰下げ規定がある。</p> <p>支給開始後のGMPは、毎年「一般物価の上昇率」(上限3%)でスライドを行うこと。(SERPSの額とGMP(3%を上回るスライド分を含む)の差は、SERPSより支給される。)</p> <p>加入者の死亡により寡婦(夫)となった者に対し、加入者のGMPの$\frac{1}{2}$を下回らない額を支給しなければならない。</p> <p>(注)支給対象となる寡婦及び寡夫の範囲は、各々5種類の選択肢(例えば寡婦については①全ての寡婦、②国民保険の寡婦関連の給付を受ける寡婦等)の中から事業主が1つを選択しなければならないこととされている。</p> <p>加入2年以上の中途脱退者の年金権は、当該制度内で適正に保全(確定給付型については、GMP部分の再評価義務(上限5%)あり)するか、又は他制度に適正に移転しなければならない。</p>
	2. 支給開始後のGMPの引上げ	支給開始後のGMPは、毎年「一般物価の上昇率」(上限3%)でスライドを行うこと。(SERPSの額とGMP(3%を上回るスライド分を含む)の差は、SERPSより支給される。)
	3. 寡婦(夫)に対する給付	加入者の死亡により寡婦(夫)となった者に対し、加入者のGMPの $\frac{1}{2}$ を下回らない額を支給しなければならない。
	4. 中途脱退者の権利	(注)支給対象となる寡婦及び寡夫の範囲は、各々5種類の選択肢(例えば寡婦については①全ての寡婦、②国民保険の寡婦関連の給付を受ける寡婦等)の中から事業主が1つを選択しなければならないこととされている。
確定拠出型	1.「保護権利」に基づく給付の支給	<p>1. 「最低拠出」のマネーパーチェス型の運用に基づく給付を受ける権利(「保護権利」(protected rights))を保障されていること。</p> <p>2. 「保護権利」に基づく退職年金は、退職年金受給開始年齢(男65歳、女60歳)より行うこと。</p> <p>(注)1. 「最低拠出」とは、第1種保険料の適用除外に係る免除保険料を指す。(1987年度より1992年度までの2%のインセンティブ補助金も含む。)</p> <p>2. 「保護権利」の一部を一時金や退職年金受給開始年齢前の給付(遺族給付を除く)等に充当することは認められない。</p> <p>3. 本人の同意に基づく支給開始年齢繰下げ規定がある。</p> <p>支給開始後の「保護権利」に基づく給付は、毎年「一般物価の上昇率」(上限3%)でスライドを行うこと。(SERPSの額と観念的なGMP(3%を上回るスライド分を含む)の差は、SERPSより支給される。)</p> <p>加入者の退職年金受給開始後の死亡について、①死亡時に45歳以上の寡婦(夫)、児童手当受給寡婦(夫)等に対し、加入者の「保護権利」に基づく退職年金の$\frac{1}{2}$を支給すること。</p> <p>加入者の退職年金受給開始前の死亡について、①死亡時に45歳以上の寡婦(夫)、児童手当受給寡婦(夫)等に対し、加入者の「保護権利」に基づく退職年金を支給すること。</p> <p>加入2年以上の中途脱退者の年金権は、当該制度内で適正に保全するか又は他制度に適正に移転しなければならない。</p>
	2. 支給開始後の「保護権利」に基づく給付の引上げ	
	3. 退職年金受給開始後の死亡	
	4. 退職年金受給開始前の死亡	
	5. 中途脱退者の権利	

(注) 上記各事項についての条件は簡略化して記述しており、実際には非常に詳細に定められている。なお、上記の事項以外にも、拠出、給付、運用、制度の変更・中止等の事項について詳細な条件が課せられているが、記述を省略した。

(資料) 職域年金委員会メモランダム77及び93等をもとに作成。

表26の2 個人年金が職域年金委員会よりSERPS適用除外承認を受けるための要件(給付に関する要件のうち主要なもの)

1.「保護権利」に基づく給付の支給	1.「最低拠出」のマネーパーチェス型の運用に基づく給付を受ける権利(「保護権利」(protected rights))を保障されていること。 2.「保護権利」に基づく退職年金は退職年金受給開始年齢(男65歳、女60歳)より行うこと。 (注)1.「最低拠出」とは、第1種保険料の適用除外に係る免除保険料を指す。(1987年度より1992年度までの2%のインセンティブ補助金も含む。) 2.「保護権利」の一部を一時金や退職年金受給開始年齢前の給付(遺族給付を除く。)等に充当することは認められない。 3.本人の同意に基づく支給開始年齢下げ規定がある。
2.支給開始後の「保護権利」に基づく給付の引上げ	支給開始後の「保護権利」に基づく給付は、毎年「一般物価の上昇率」(上限3%)でスライドを行うこと。(SERPSの額と観念的なGMP(3%を上回るスライド分を含む)の差は、SERPSより支給される。)
3.退職年金受給開始後の死亡	加入者の退職年金受給開始後の死亡について、①死亡時に45歳以上の寡婦(夫)、児童手当受給寡婦(夫)等に対し、加入者の「保護権利」に基づく退職年金の1/2を超えない額を支給すること。
4.退職年金受給開始前の死亡	加入者の退職年金受給開始前の死亡について、①死亡時に45歳以上の寡婦(夫)、児童手当受給寡婦(夫)等に対し加入者の「保護権利」に基づく退職年金を超えない額を支給すること。なお、これに該当しない場合には遺族等に対し一時金が支給されること。
5.中途脱退者の権利	加入2年以上の中途脱退者の年金権は、当該制度内で適正に保全するか、又は他制度に適正に移転しなければならない。

(注)上記各事項についての条件は簡略化して記述しており、実際には非常に詳細に定められている。なお、上記の事項以外にも、拠出給付、運用、制度の変更・中止等の事項について詳細な条件が課せられているが、記述を省略した。

(資料)職域年金委員会メモランダム92等をもとに作成。

表27 内閣歳入庁より税制承認を受けた企業年金及び個人年金に係る税制上の特別の取扱い

種類 時点	税制承認企業年金・ 個人年金	退職基礎年金及び SERPS(参考)
拠出時	被用者拠出は非課税 事業主拠出は非課税	本人拠出は課税 事業主拠出は非課税
積立時	非課税	非課税
支給時	退職年金給付は課税 退職一時金給付は非課税	退職年金給付は課税

(注)1.国民保険の第4種保険料については、その1/2を所得から控除できる。
2.国民保険の退職給付は、子の加算額を除き、給与所得として課税される。
3.税制承認を受ける企業(個人)年金の被用者拠出、積立金の額、退職給付の額等については、一定の制限が課されている。

表28の1 企業年金が内国歳入庁より税制承認を得るための条件(主要なもの)

事項	条件
事業主拠出義務	事業主は拠出義務を負う。(一定の条件で、事業主拠出休止期間が認められている。)
本人拠出の上限	報酬の15%(付加任意拠出分も合算する。なお、企業年金の対象となる本人所得の上限は60,000ポンド(1989))
通常退職年金受給開始年齢	60歳以上75歳以下で任意に設定(スポーツ選手等に対する特例あり。)
退職年金額の上限	「最終報酬」の2/3(付加任意拠出分も合算する。なお、給付率の制約(1年につき上限1/60、最高40年)及び加速給付率の制約(1年につき上限1/30、最高20年)が課されているため、2/3の上限年金額は20年加入後しか支給できない。)
退職一時金の上限	「最終報酬」の2/3(給付率の制約(1年につき上限3/80、最高40年)及び加速給付率についての一定の制約が課されている結果、退職年金に加速給付表が適用された場合のみ、退職一時金についての加速給付表が適用されるため、2/3の退職一時金上限は20年加入後、かつ、「最終報酬」の2/3の退職年金が支給される場合のみ適用される。)
退職年金受給開始後の加入者死亡に係る給付の上限	加入者の退職時に受給可能であった年金額の2/3(死亡一時金は原則不可)
拠出期間中の加入者死亡に係る年金及び一時金の上限	年金については、加入者が受給可能であった年金額の2/3、一時金は死亡時の報酬の4倍
中途脱退者の権利	加入2年以上の中途脱退者の年金権は当該制度内で適正に保全するか、または他制度に適正に移転しなければならない。

(注) 上記各事項についての条件は簡略化して記述しており、実際には非常に詳細に定められている。なお、上記の事項以外にも、設立主体等、拠出、給付、運用、制度の変更、中止等の事項について詳細な条件が課せられているが、記述を省略した。

(資料) 内国歳入庁資料(IR12)等をもとに作成。

表28の2 個人年金が内国歳入庁より税制承認を得るための条件(主要なもの)

事 項	条 件						
本人拠出の上限	年齢に応じ、次の額が上限額。(なお、個人年金の対象となる本人所得の上限は60,000ポンド(1989)。また、適用除外適格個人年金の保険料はこの計算に含めない。)						
	年齢(歳)	～35	36～45	46～50	51～55	56～60	61～74
	拠出の所得に占める割合(%)	17.5	20	25	30	35	40
通常退職年金受給開始年齢	50歳以上75歳以下で任意に設定(スポーツ選手等に対する特例あり)						
退職一時金の上限	年金現価(拠出額及び利子。ただし「保護された権利」等の部分を除く。)の1/4						
中途脱退者の権利	加入2年以上の中途脱退者の年金権は当該制度内で適正に保全するか、他制度に適正に移転しなければならない。						

(注) 上記各事項についての条件は簡略化して記述しており、実際には非常に詳細に定められている。なお、上記の事項以外にも、設立主体等、拠出、給付、運用、制度の変更、中止等の事項について詳細な条件が課せられているが、記述を省略した。

(資料) 内国歳入庁資料(IR76)等をもとに作成。

表29 職域年金・個人年金数及び加入者数
(1992年6月)

	職域年金・個人年金登録機関への登録数	加入者数
職域年金 (うち企業年金)	166,337	12,742,129
(うち公務員等年金)	166,053	8,489,629
	284	4,252,500
個人年金 (うち適格個人年金)	328 154	7,028,332 (約470万人)
合計	166,665	19,770,461

(注) 加入者数については、転職等のため複数の職域年金、個人年金に加入したものが重複してカウントされている。

(資料) 職域年金委員会(OPB)まとめ

表30の1 職域年金加入者数

(単位：百万人)

	プライベート・セクター		パブリック・セクター		加入者総数 (A)	被用者総数 (B)	A/B
	男	女	男	女			
1979	4.6	1.5	3.7	1.8	11.6	23.4	50%
1983	4.4	1.4	3.4	1.9	11.1	21.1	52%
1987	4.4	1.4	2.8	2.0	10.6	21.6	49%

(資料)

政府アクチュアリー

表30の2 職域年金のSERPS適用除外の有無別加入者内訳

(単位：百万人) (1987年)

職域年金 の種類	男			女			男女計			A/B
	「適用除外」 されている	「適用除外」 されていない	計	「適用除外」 されている	「適用除外」 されていない	計	「適用除外」 されている (A)	「適用除外」 されていない (B)	計 (B)	
プライベート・ セクター	3.4	1.0	4.4	1.1	0.3	1.4	4.5	1.3	5.8	78%
パブリック・ セクター	2.8	—	2.8	2.0	—	2.0	4.8	—	4.8	100%
計	6.2	1.0	7.2	3.1	0.3	3.4	9.3	1.3	10.6	88%

(資料) 政府アクチュアリー

表30の3 職域年金受給者数 (単位：百万人)

	プライベート・セクター		パブリック・セクター		計
	元被用者	寡婦等	元被用者	寡婦等	
1979	1.2	0.2	1.8	0.5	3.7
1983	1.8	0.3	2.2	0.7	5.0
1987	2.3	0.6	2.4	0.7	6.0

(資料) 政府アクチュアリー

表30の4 プライベート・セクターの職域年金の年金型別
加入者内訳(1987年) (単位：千人)

	「適用除外」 されている	「適用除外」 されていない	計
確定給付型 (最終俸給型)	4,500	780	5,280
その他の (主に確定拠出型)	—	480	480
年金なし (一時金のみ)	—	40	40
計	4,500	1,300	5,800

(注)パブリックセクターの職域年金はほぼ全てが最終俸給型である。

(資料) 政府アクチュアリー

表30の5 最終俸給型職域年金の給付率別加入者内訳(1987年) (単位：千人)

給付率	プライベート・セクター		パブリック・ セクター	計
	「適用除外」 されている	「適用除外」 されていない		
1/60 以上(40年以内)	470	60	650	1,180
1/60	2,990	370	4,000	7,360
1/60 ~ 1/80	350	70	130	550
1/80	690	170	20	880
1/80 以下	—	110	—	110
計	4,500	780	4,800	10,080

(資料) 政府アクチュアリー

表30の6 職域年金の収支推計(1987年)

(単位：百万ポンド)

収入			支出				
	プライベート・セクター	パブリック・セクター	計		プライベート・セクター	パブリック・セクター	計
事業主拠出	6,650	7,600	14,250	元被用者への年金支払	4,550	7,200	11,750
被用者拠出 (付加任意拠出を含む)	2,400	2,550	4,950	被扶養者への年金支払	600	850	1,450
他制度からの移転支払	1,550	500	2,050	死亡一時金	350	200	550
配当・利子等	10,550	3,450	14,000	退職一時金	1,450	1,950	3,400
その他の	350	150	500	他制度への移転支払等	1,800	650	2,450
計	21,500	14,250	35,750	その他の	1,450	300	1,750
				計	10,200	11,150	21,350
				収支差	11,300	3,100	14,400

(資料)政府アクチュアリー

表30の7 企業年金の積立金資産(1987年)

積立金資産規模 (市場価格)	企業年金数	加入者数	積立金資産残高 (市場価値)
(単位：百万ポンド)		(単位：千人)	(単位：十億ポンド)
1,000超	20	900	54
500～1,000	35	700	24
250～500	65	500	22
100～250	160	800	24
50～100	200	400	11
10～50	700	500	13
10未満	—	—	8
		計 156	

(資料) 政府アクチュアリー

(注) 1. 資産規模千億ポンド未満のものは全数調査でない(サンプル調査)ため、年金数、加入者数の数値は、得られない。

2. 職域年金のうちプライベート・セクターの企業年金のみを対象としており、公務員等年金は除外されている。
(なお、パブリック・セクターの職域年金の積立金資産残高は約670億ポンドと推計されている。)

3. 企業年金の積立金資産のうち、保険会社により運用されているものは上表より除外している。
(なお、保険会社により運用されているものは、約4百億ポンド程度
(1987年末、貿易産業省推計)と見込まれている。)

4. 全職域年金の積立金資産は約26百億ポンド(1,560 + 670 + 400)と推計される。

5. プライベート・セクターの企業年金の「加入者1人当たり資産残高」は約20,000ポンドである。

6. 比較の参考のため、1987年の国民所得及び個人金融資産の数字は次のとおり。(単位はいずれも十億ポンド)

(1)国民所得(「UKナショナル・アカウント」、1990より)… 337

(2)個人金融資産(政府統計局金融統計より)… 842

表30の8 職域年金の資産内容別内訳

	英 国 (単位：百万ポンド・%)	海 外 (単位：百万ポンド・%)	英國・海外計 (単位：百万ポンド・%)
現金及び短期定期預金	9,541(4%)	1,032(−)	10,573(5%)
確定利付	11,620(5%)	5,401(3%)	17,021(8%)
インフレ率連動の変動利付	7,364(3%)	960(−)	8,324(4%)
株式	110,154(51%)	36,529(17%)	146,683(68%)
合同運用(不動産を除く)	4,807(2%)	3,458(2%)	8,265(4%)
直接保有不動産及び投資信託	18,452(7%)	2,151(1%)	20,603(10%)
その他の	2,135(1%)	287(−)	2,422(1%)
(注)全数調査ではない。(サンプルサイズ：652) (資料)NAPF; 職域年金制度年次調査(1991年実施)		合計	213,891(100%)

(3) 年金制度の動向

① 退職年金受給開始年齢について

国民年金の退職年金の受給開始年齢は現在男子65歳、女子60歳と定められている（この男女格差は、1940年老齢年金・寡婦年金法により従来の受給開始年齢（男女とも65歳）から女子退職年金受給開始年齢が60歳に引き下げられたことに基づく）。

退職年金受給開始年齢の男女格差解消は長年の懸案であり、過去に議会で受給開始年齢統一決議が行われたことも数回ある。しかし、最近本件に対する政府の対応を加速させた要因は、1990年5月バーバー事件（訴訟）に対するヨーロッパ裁判所判決である。この判決は職域年金の給付における男女格差をローマ条約違反としたものであるが、結果的に国民年金の退職年金の受給開始年齢に関する論議にも大きな影響を及ぼした。

（なお、退職年金受給開始年齢の取扱いはSERPS適用除外要件にも影響を及ぼす問題であることにも留意する必要がある。）

社会保障大臣は、1991年6月退職年金受給開始年齢男女格差是正をコミットし、そのためのディスカッション・ペーパーの公表を議会に約束した。

これに基づき、社会保障省は、同年12月「退職年金受給開始年齢統一のオプション」と題するディスカッション・ペーパーを発表した（このペーパーは、受給開始年齢統一問題に関し基礎的情報を提供するとともに、翌1992年6月末までに各方面から広く意見を求めたものである）。

1992年8月社会保障審議会（SSAC。社会保障大臣の諮問機関であり、会長はバークレイ卿）は、同ディスカッション・ペーパーに対する意見を公表した。同審議会意見のポイントは次のとおりである。

ア) 受給開始年齢は65歳に統一すべきである。

イ) 65歳統一の実施は西暦2000年以降15年をかけて段階的に行うべきである。

ウ) 65歳統一による財政負担軽減（約30億ポンドと推計）は低賃金労働者、再就職者等弱者への援助に使用されるべきである。

なお、上記ディスカッション・ペーパーに対する社会保障省への意見提出期限は既に終了しており、社会保障審議会の社会保障省に対する意見も既に提出されたため、政府の最終見解は本年春までには出るものと予想されていた。しかし、実際には政府の最終見解は当面発表を見合わされ、その発表時期は本年夏以降にずれ込むものと見込まれている。その理由については、一部マスコミでは、社会保障省は退職年金受給開始年齢を65歳に統一する結論を固めたものの、官邸サイドが政治的理由から発表時期を引き延ばしたとの観測もなされている。

② 職域年金制度のあり方の検討について

1988年4月社会保障大臣は「職域年金委員会（OPB）」に対し職域年金制度の

あり方（特に従業員及び事業主の利害のバランスのあり方並びに企業の合併や買収時における職域年金制度の関与のあり方）について報告書をまとめよう求めた。

これを受け、職域年金委員会は、各方面の意見聴取を行った上で、同年12月社会保障大臣に報告書（題名：「年金の保護(Protecting Pensions... Safeguarding Benefits in a Changing Environment)」）を提出した。同報告書は職域年金及びその加入者の保護のための提言をとりまとめたものであるが、トラスト法を引き続き職域年金基金の設立根拠法とするなど、基本的には現行制度維持を基調としている。

政府は同報告書を踏まえ法改正に取り組み、1990年7月「1990年社会保障法」が成立した。同法には国民保険給付改正等も盛り込まれているが、職域年金・個人年金関連部分の改正概要は次のとおりである。

- ア) 職域年金・個人年金の受託者・運営管理者等による誤った運営に基づく不公正な取扱いに関する苦情、事実や法律に関する論争等を調査するために、年金オブズマン制度を設ける。
 - イ) 職域年金・個人年金に関する諸情報を登録する登録機関(registrar) 制度を設ける。
 - ウ) マネー・ペーチェス方式でない企業年金が支払う年金（GMPに基づく部分を除く）について、一定率までの物価スライドを行う義務を負う。
- (注) この条項は、バーバー事件判決（上述）の企業年金に与える将来の財政的影響等に鑑み、現在未施行である。
- エ) 事業主が破産した場合等における利害関係から独立した信託人の設置義務、マネー・ペーチェス方式でない企業年金の清算時における負債を事業主の債務として処理する義務、年金原資の事業主関連資産への投資制限等、加入者保護の観点からの諸規定を設ける。

これらの改正の実施状況は次のとおりである。

- ア) 年金オブズマン制度は1991年4月より発足し、1991年度に2千件の苦情を受け付けた。これらの年金オブズマンに対する苦情は、職域年金制度間の年金価値の移転の遅延、職域年金の清算に関する問題が多かった。
- (注) 職域年金に関する不満や論争は、まず最初に職域年金の信託人（トラスティー）や運営管理者に申し立てられ、さらに「職域年金アドバイザリー・サービス」による援助を受けることも可能であるが、これらの手段により解決しない場合や問題の本質が事実・法律事項の場合には、年金オブズマンが担当することになっており、すべての苦情が年金オブズマンに対して行われるものではない。
- イ) 職域年金・個人年金登録機関(registrar) として職域年金委員会(OPB)が指定された。職域年金委員会は1992年に職域年金登録機関として、約8千件の職域年金関連の記録に関する照会の約87%に対し援助を行った。
- ウ) 1992年3月年金原資の事業主関連資産への投資が5%に制限された（経過措置及び小規模基金に対する例外措置がある）。
- エ) これらの実施に合わせ、職域年金及び個人年金のディスクロージャーの追加事項に

関し、1992年6月企業年金・個人年金規則が制定された。

一方、議会（下院社会保障委員会）は、バーバー事件のヨーロッパ裁判所判決を契機に、1991年7月年金資金運用に関する諸問題について独自に調査検討を開始した。その後、マックスウェル事件が世間を揺るがす大問題に発展したため、同事件について関連調査を行い、翌1992年4月委員会報告書をとりまとめた。同報告書では、ア) 年金基金の投資保護規定の拡大、イ) ディスクロージャーの拡大、ウ) 職域年金に対するモニタリング及び監査・監督（内部及び外部）の体制整備、エ) 信託人の権限に関する規定の整備、等に関し詳細な勧告を行うとともに、政府に対し、新しい年金法制の詳細につき厳格なタイム・テーブルに基づいた検討作業を行うべきことを勧告した。

1992年6月社会保障大臣は、同委員会の勧告の原則受入れを表明するとともに、職域年金法制の審議を行うため「年金法再評価委員会」（委員長：グッジ・オックスフォード大学教授）を設置し、1年以内に検討結果をとりまとめることを約した。

1992年9月同委員会は、コンサルテーション・ペーパー（第1部は現行法規制度の概略、第2部は意見聴取事項を記載）を発表した。このコンサルテーション・ペーパーに関して同年12月15日までに各方面からの意見提出を求めた。グッジ委員会は既に1,700の意見書、7日間の公聴会をこなしているが、事務的な事情により報告書の提出が本年9月30日まで遅れることを発表している。

（参考）マックスウェル事件について

1991年ロバート・マックスウェル（ミラー企業グループ総帥者）の変死を契機に同グループの経営破綻が明るみになったが、この結果、同グループの職域年金ファンドも多額の損失を被ったため職域年金受給（及び予定）者への適切な支払が不可能であることが発覚（1991年12月）した事件である。この同グループの職域年金ファンドの焦げ付きは、マックスウェル一族と利害関係にある企業（国内・国外）への年金ファンドの大量投資・貸与が主要原因とされている。

1992年6月社会保障省は、この事件に関する一連の救済策を発表した。

まず「一時緊急ファンド」として、数カ月間の緊急年金支払に充当するため250万ポンドの提供を決定した（職域年金の財政状況は、当時57,900万ポンドの債務に対して資産は23,700万ポンドしかなく、既にグループの一部の職域年金は年金の支払中止や大幅減額を余儀なくされていた）。

また、マックスウェル・グループ関連職域年金に対する民間からの義援金等の受け皿の役割及びマックスウェル・グループ関連職域年金の資産回収の援助の役割を果たすため、（当初からの職域年金とは別に）マックスウェル年金トラスト・ファンドが設立された（民間からの義援金等については、同年7月から10月までの間に個人・法人合計約5百万ポンド以上の寄付があった）。

なお、上述の年金法再評価委員会で、本事件の再発防止策についても検討が行われている。

③ 年金関連の業務運営について

(ア) 組織改正について

社会保障省は「ネクスト・ステップ計画」と題し、従来の組織の大幅変更を行い、社会保障諸給付の給付を担当する給付庁（本部ニューカッスル市、1991年4月発足）、国民保険料等の徴収を担当する拠出庁（本部リーズ市、1991年4月発足）、社会保障省関連のコンピュータ・通信システムの運営開発を担当する情報技術サービス庁（本部ロンドン、1990年4月発足）等を発足させた。

また、1991年児童扶養法に基づき、児童扶養義務を果たさない親の追跡、親が支払うべき養育費用の算定、養育費用徴収等の業務を担当する児童扶養庁が1993年4月発足した。

(イ) 業務改善について

ア) シチズン・チャーター

1991年7月メジャー首相は、公共サービス全般の業務改善のため「シチズン・チャーター（市民憲章）」を発表した。

「シチズン・チャーター」には、年金関連業務に関し、社会保障省の各機関（給付庁、拠出庁等）の利用者の権利を定めた「給付庁利用者憲章」、「拠出庁拠出者・事業主憲章」の設定、各種サービスの目標設定、今後のサービス改善の方向性等が盛り込まれている。これを受け、年金関連業務担当各庁では1991年度各種サービス実績目標を定め、以降毎年目標再評価が行われている。給付庁・拠出庁の実績目標等は多岐にわたるが、抜粋すれば表31のとおりである。

なお、昨年発足した障害生活手当金等の認定手続きは大幅に遅延しており、英国議会で大きく取り上げられている。これに対し、社会保障省は本年5月、行政側のミスで半年以上認定されない者については補償措置を講じることを発表した。

イ) ワン・トップ・ディスカッション・ドキュメント

1992年7月給付庁は、「ワン・トップ・ディスカッション・ドキュメント」と題する今後の業務改善についてのディスカッション・ペーパーを発表した。

これは、従来個別に年金・諸手当の申請処理を行っていたものを、「シチズン・チャーター」の趣旨に沿って、今後は利用者の便宜を考慮し、役所への1回のコンタクト（電話、直接訪問、郵送等）で複数の申請を可能にしようという大胆な内容を含むものである。

このディスカッション・ペーパーは具体的サービス内容及び組織変更（組織・人員・情報通信システム）の方法、実施手順等についてはほとんど触れておらず、いわばその前段階としての今後の基本方向に関する意見を求める性格のものである。

給付庁では昨年末までに集められた各方面からのコメントを基に検討を進めている。

④ 免除保険料率について

適用除外職域年金及び適格個人年金の免除保険料率（「コントラクト・アウト・リベート」と呼称される）は表21の2の別表のとおり性・年齢を問わず一定率が用いられており、また、適用除外を選択した者のSERPS再加入も認められている。

しかし、適格個人年金について、現行の均一免除保険料率の下では、若い被用者はSERPSを適用除外し適格個人年金に加入した方が有利なため、若年者の適格個人年金加入が促進されるが、一方、これらの者は一定年齢以上になると適格個人年金加入を解約しSERPSに戻る方が有利なため、SERPS適用除外の促進の観点から問題が生じる（これは制度発足前から予想されていたが、将来予測の不透明性、運用簡素化の要求等の理由により定率免除保険料率が採用された経緯がある）。

会計検査院(National Audit Office) 報告書（1990年12月）は、この問題の現状を公表し制度の見直しを要求した。

1992年2月社会保障省は、バーバー事件判決の職域年金・個人年金に与える影響をも考慮して、免除保険料率全般の検討を行っていること、特に、現行均一免除保険料率から年齢別免除保険料率への変更を考慮していることを明らかにした。

社会保障省は、1993年4月以降の新免除保険料率を表21の2の別表のとおり決定したが、30歳以上の適格個人年金の免除保険料率については1%の「インセンティブ」を新たに設定した。

表31 給付庁の1991年度実績目標及び実績(抜粋)

	実績目標		実績	
	平均処理期間	正確度(%)	平均処理期間	正確度(%)
退職年金 (地方組織分)	23日		20.3日	
傷病(障害)給付	9日	96.5%	8.9日	96.2%
所得扶助 (新規)	5日	92.0%	5日	93.7%
社会基金 (緊急貸付金)	1日		0.3日	
家族クレジット	18日	93.0%	20.5日	92.2%
付添手当	37日	99.0%	41.1日	98.2%
移動手当	37日	98.0%	35.1日	97.6%
障害者介護手当	38日	96.0%	38.5日	96.5%
児童給付 (単純なもの)	5日以内に 85%を処理	100.0%	5日以内に 95.9%を処理	100.0%
(複雑なもの)	16日以内に 85%を処理	97.5%	16日以内に 82.2%を処理	99.0%

拠出庁の1991年度実績目標及び実績(抜粋)

実績目標	実績
国民保険料滞納分の徴収の10%(19,800万ポンド)増加	19,740万ポンド
国民保険料第2種保険料の口座引落としの12% (1,206,745件)増加	1,108,062件
個人年金の申請について90%を4日以内に処理	100.0%
個人年金の事業主、加入者からの照会について90%を 8日以内に処理	94.35%
給付担当部局からの照会について90%を8日以内に処理	99.6%

(注) 実績目標の一部を取りあげたものである。なお、実績目標は毎年度改訂される。

(資料) 1992年度社会保障省支出計画

参考資料1. 国民保険に基づく給付の概要、老齢に関する給付

名 称	退職基礎年金	名 称	SERPS(国家所得比例年金)																			
受給者	<p>1. 年齢要件 男65歳、女60歳以上であること。 (注) 退職要件は1989年廃止された。</p> <p>2. 捐出要件 次の要件の両方を満たす者</p> <p>(1)全就労期間中のいずれか1年度において、「有資格年」になるための捐出を実際に支払ったこと。((1)の条件については、捐出を免除された年については要件を満たさない。)</p> <p>(2)全就労期間(年度)のうち、「有資格年」の割合が、次表のように約9割以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>就労期間(例)</th><th>有資格年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31~40年</td><td>就労期間マイナス4年</td></tr> <tr> <td>41年~</td><td>就労期間マイナス5年</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1)「有資格年」とは、「LEL(第1種保険料捐出の対象となる所得の下限額)の52倍以上の所得」に係る保険料を捐出したか又は免除された年のことをいう。</p> <p>(注2)(2)の条件のみ満たさない場合であって、「有資格年」の全就労期間(年)に占める割合が1/4を超える場合には減額率を乗じた退職年金が支給される。(減額率は「有資格年」と「全就労期間(年)」に応じて定められている。)</p> <p>(注3)HRP制度(「家庭責任のための保全措置」)により、自宅で高齢者や障害者の介護をしている者等で一定の要件を満たすものについては、当該期間(年)を「有資格年」から差し引くことができる。(ただし、差し引いた「有資格年」は20年を下回ることはできない。)</p> <p>(注4)裁定後の年金額は小売り物価スライド(RPI)の義務が法律上課せられている。</p>	就労期間(例)	有資格年	31~40年	就労期間マイナス4年	41年~	就労期間マイナス5年	受給者	<p>1. 年齢要件 男子65歳、女子60歳以上であること。</p> <p>2. 捐出要件 第1種保険料を捐出したこと(減額保険料を除く。)</p>	年金額												
就労期間(例)	有資格年																					
31~40年	就労期間マイナス4年																					
41年~	就労期間マイナス5年																					
年金額	<p>(1)「本人の捐出に基づく退職基礎年金額」= 54.15 + 高齢加算 + 扶養者加算 + 扶養児童加算 高齢加算(80歳以上の場合)=0.25 扶養者加算=32.55 扶養児童加算=第一子は9.75、第二子以降は1人につき10.85</p> <p>(2)ただし、配偶者が退職年金受給開始年齢(男65歳、女60歳)に達した場合には、配偶者に対し、独自に、配偶者の捐出に基づく退職基礎年金が支給される。 「配偶者の捐出に基づく退職基礎年金額」= 32.55 + 高齢加算 + 扶養児童加算 (高齢加算及び扶養児童加算の額は同上) (注1)退職年金の繰下げ受給(最高5年まで)を選択した場合には、年金額が増額される。</p>	<p>I. 本人に対する給付</p> <p>(1)1999年度以前に退職年金受給開始年齢(男65歳、女60歳)に達する者</p> $\text{年金額(週)} = \left[\left\{ \left(\frac{\text{捐出した各年の}}{\text{再評価後賃金}} - LEL \right) \times \frac{\text{上位20年分の合計} \times 0.25}{52} \right\} \right]$ <p>(2)2009年度以降に退職年金受給開始年齢に達する者</p> $\text{年金額(週)} = \left[\left\{ \left(\frac{\text{捐出した各年の}}{\text{再評価後賃金}} - LEL \right) \times \frac{\text{1987年度までの就労合計} \times 0.25}{\text{全就労期間(1978年以降)}} \right\} + \left\{ \left(\frac{\text{捐出した各年の}}{\text{再評価後賃金}} - LEL \right) \times \frac{\text{1987年度以前の就労期間について適用する。}}{\text{就労期間合計} \times \frac{0.20(\ast)}{\text{全就労期間(1978年以降)}}} \right\} \right] \div 52$ <p>1988年度以降の就労期間について適用する。</p> <p>(注)1.LELとは、第1種保険料捐出の対象となる所得の下限額であり、計算式で用いるLELは、退職年金受給開始年齢(男65歳、女60歳)に達する前年度のものを用いる。</p> <p>2.2000年度から2008年度に退職年齢に達する者については、(2)の計算式が適用されるが、この場合、(※)の数値は退職年金受給開始年齢に達した年度に応じ、それぞれ次のとおりとされている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>退職年金受給開始年齢に達した年度</th><th>2000年度</th><th>2001年度</th><th>2002年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(※)の値</td><td>24.5</td><td>24.0</td><td>23.5</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2003年度</th><th>2004年度</th><th>2005年度</th><th>2006年度</th><th>2007年度</th><th>2008年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.0</td><td>22.5</td><td>22.0</td><td>21.5</td><td>21.0</td><td>20.5</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 裁定後の年金額は小売り物価スライド(RPI)の義務が法律上課せられている。</p> <p>4. 適用除外職域年金・適格個人年金及びSERPSの両者を受給する者については、SERPSの年金額の調整規定が設けられている。</p> <p>II. 寡婦(夫)に対する給付</p> <p>(1)1999年以前の死亡の場合 本人の年金額を全額承継できる。(ただし、1人で受給できるSERPSの最高額を超えることができない。)</p> <p>(2)2000年以降の死亡の場合 本人の年金額の半額を承継できる。(ただし、1人で受給できるSERPSの最高額を超えることができない。)</p>	退職年金受給開始年齢に達した年度	2000年度	2001年度	2002年度	(※)の値	24.5	24.0	23.5	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5
退職年金受給開始年齢に達した年度	2000年度	2001年度	2002年度																			
(※)の値	24.5	24.0	23.5																			
2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度																	
23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5																	

(注)業務災害給付及び失業給付については省略した。なお給付額の単位はポンド(週)。(1992年4月時点)

— 75 — (以下、参考資料について同じ。)

参考資料2 寡婦(夫)に関する給付

名 称	寡婦一時金	母子手当金	寡婦年金
受給者	寡婦 (ただし、寡婦が60歳以上の場合は、夫が退職年金の提出要件を満たしていなかった場合に限る。)	児童給付の対象となる扶養児童のいる寡婦(死亡した夫の子を懷妊している場合等を含む。) (夫死亡時より支給される。)	扶養児童のない寡婦で45~65歳のもの(※夫死亡時又は母子手当金支給停止時の年齢) (夫死亡時又は母子手当金支給停止時より支給される。)
給付額	1000(定額一時金)	手当額=54.15+扶養児童加算 扶養児童加算=第一子は9.75、第二子以降は一人につき10.85	年金額=54.15(55歳以上)又は16.25(45歳)~50.36(54歳) (年齢により年金額が異なる。)

(注) SERPS、適用除外職域年金、適格個人年金の加入者については、別途対応する寡婦(夫)給付が支給される。

参考資料3. 出産に関する給付

名 称	出 産 手 当
受給者	出産のため就労できない者であって、次の要件の両方を満たすもの(第3種保険料拠出者は対象外) 1. 法定出産給付の受給資格がないこと。 2. 出産予定週の15週前までの52週間のうち少なくとも26週間就労し、かつ、本人がこの間被用者又は自営業者として国民保険の標準保険料率の拠出を実際に行ったこと。 〔出産予定週の11週前から支給され、合計18週間支給される。ただし、給付期間については、出産予定6週前から13週間の給付は義務付けられているが残り5週間分については前後の受給期間の選択が可能である。〕
給付額	手当額=42.25+扶養者加算(25.50)

(参考)事業主による給付制度として、「法定出産給付制度」が設けられている。

名 称	法 定 出 産 給 付
受給者	出産のため就労できない者であって、次の要件の両方を満たすもの。 1. 出産予定週の15週前まで継続して少なくとも26週間同一事業主に雇用されていたこと。 2. 直前8週間の平均週給がL E L以上であったこと。 〔出産予定週の11週前から支給され、合計18週間支給される。ただし、出産予定週の7週間前までは就労を選択することが可能であり、その場合にはそれ以後合計18週間支給される。〕 (注)L E Lとは第1種保険料拠出の対象となる所得の下限額をいう。
給付額	最初の6週間…平均給与の90% 残りの12週間…46.30 〔ただし、同一事業主にフルタイム雇用されていた期間が2年未満(パートタイム雇用については5年未満)の場合には、全期間46.30。〕

(参考) 事業主による給付制度として、
「法定傷病給付制度」が設けられている。

参考資料4 傷病に関する給付

名 称	傷 病 手 当	名 称	法 定 傷 病 給 付
受給者	<p>傷病のため就労不能の者であって、次の条件を全て満たすもの。 (第3種保険料拠出者は対象外)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法定傷病給付の受給資格がないこと。 2. 申請の前年以前のいずれか1年度において、「最低所得額(LEL)に係る保険料」の25倍以上の額を実際に拠出したこと。 3. 申請の前年度において、「LELに係る保険料」の50倍以上の額を拠出したか、又は免除されたこと。 <p>ただし、業務災害で拠出要件を満たさないため法定傷病給付が受給できない者については、上記2及び3の拠出要件を満たさなくとも傷病手当が受給できる。 (就労不能となった日より4日目から最長28週間支給される。)</p> <p>(注) LELとは第1種保険料拠出の対象となる所得の下限額をいう。</p>	受給者	傷病のため就労不能の者(就労不能となった日より4日目から最長28週間支給される。)
給付額	<p>退職年金受給開始年齢(男65、女60)以上の者の手当額 = $51.95 + \text{扶養配偶者加算} + \text{扶養児童加算}$</p> <p>退職年金受給開始年齢未満の者の手当額 = $41.20 + \text{扶養配偶者加算}$</p> <p>扶養配偶者加算 = 25.50</p> <p>扶養児童加算 = 第一子は9.75、第二子以降は一人につき10.85</p>	給付額	<p>所得が週190以上の者 = 52.50 所得が週54以上190未満の者 = 45.30 (所得が週54未満の者は支給されない。)</p>

参考資料5 障害に関する給付

名 称	障 害 年 金	障 害 手 当 金
受給者	28週経過後、なお障害のため就労不能な者(第3種保険料拠出者は対象外)	障害年金受給者であって、原因傷病が65歳(男子)又は60歳(女子)以前に始まったもの(第3種保険料拠出者は対象外)
給付額	<p>年金額 = $54.15 + \text{扶養配偶者加算} + \text{扶養児童加算}$</p> <p>扶養配偶者加算 = 31.25</p> <p>扶養児童加算 = 第一子は9.75、第二子以降は1人につき10.85</p>	<p>傷病が40歳前に始まった者 11.55 傷病が40~50歳未満に始まった者 7.20 傷病が50歳~退職年金受給開始年齢(男65、女60)未満に始まった者 3.60</p>

2 福祉関連給付

英國の所得保障給付のうち、拠出要件のない給付（日本の生活保護や福祉関連諸手当に對応するもの）は表32ないし表35のとおりである。

なお、福祉的給付に関しては、例えば、1990年「The Way Ahead」と題する政府報告書に基づく障害者関連諸手当の改革、1992年所得扶助等の諸手当に関するフル・タイム労働の定義変更（週24時間を週16時間に改正）、1992年社会保障審議会勧告に基づく社会基金の運営改善、等々の重要改正が行われた。

(注) 1. 給付額は週当たりの金額（単位：ポンド／1992年4月時点）である。

2. 所得扶助、住宅給付等は、実際の運用は複雑であるが、説明の簡略化のため、特定規定等はほとんど省略した。また、注記も大幅に省略した。さらに、コミュニティ・チャージ給付等給付制度自体を省略したものもある。

表32 低所得者に対する給付

名 称	所 得 扶 助		名 称	家 族 ク レ ジ ッ ト														
受 給 者	フルタイム就業（週16時間以上）をしていない18歳以上の低所得者。 (注) 1. 60歳未満の者については、原則としてフルタイム就業が可能な者に限る。 2. 16～17歳の者は原則所得扶助の受給資格がない。(例外有り)		受 給 者	16歳以下の児童（19歳未満の全日制教育を受けている児童を含む。）を養育しているフルタイム就労（週16時間以上）の者														
手 当 領	所得扶助額＝「個人手当」＋「特別加算」＋「住宅ローン利子」又は「特別の住居費用等」(※)－「収入充当額」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>個 人 手 当</th> <th>特 別 加 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(単身) 18歳未満 25.55 18～24歳 33.60 25歳以上 42.45</td> <td>(家族加算) 有子世帯加算 9.30 单 親 加 算 4.75</td> </tr> <tr> <td>(単親) 18歳未満 25.55 18歳以上 42.45</td> <td>(障害児加算) 障 害 児 加 算 17.80</td> </tr> <tr> <td>(夫婦) 18歳未満 50.60 18歳以上 66.60</td> <td>(障害者加算) 障 害 者 加 算(単身) 17.80 (夫婦) 25.55</td> </tr> <tr> <td>(扶養児童) 11歳未満 14.45 11～15歳 21.40 16～17歳 25.55 18 歳 33.60</td> <td>重度障害者加算(1人) 32.55 (2人) 65.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(介護者加算) 介 護 者 加 算(単身) 11.55 (夫婦) 23.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(高齢者加算) 60～74歳 (単身) 14.70 (夫婦) 22.35 75～79歳 (単身) 16.65 (夫婦) 25.00 80歳以上 (単身) 20.75 (夫婦) 29.55</td> </tr> </tbody> </table>		個 人 手 当	特 別 加 算	(単身) 18歳未満 25.55 18～24歳 33.60 25歳以上 42.45	(家族加算) 有子世帯加算 9.30 单 親 加 算 4.75	(単親) 18歳未満 25.55 18歳以上 42.45	(障害児加算) 障 害 児 加 算 17.80	(夫婦) 18歳未満 50.60 18歳以上 66.60	(障害者加算) 障 害 者 加 算(単身) 17.80 (夫婦) 25.55	(扶養児童) 11歳未満 14.45 11～15歳 21.40 16～17歳 25.55 18 歳 33.60	重度障害者加算(1人) 32.55 (2人) 65.10		(介護者加算) 介 護 者 加 算(単身) 11.55 (夫婦) 23.10		(高齢者加算) 60～74歳 (単身) 14.70 (夫婦) 22.35 75～79歳 (単身) 16.65 (夫婦) 25.00 80歳以上 (単身) 20.75 (夫婦) 29.55	手 当 額	手当額＝ 41.00+「児童給付」(※)－「純収入」-66.60 ×0.7 (※)「児童給付」の額… 10.40(11歳未満) 17.25(11～15歳) 21.45(16～17歳) 29.90(18歳)
個 人 手 当	特 別 加 算																	
(単身) 18歳未満 25.55 18～24歳 33.60 25歳以上 42.45	(家族加算) 有子世帯加算 9.30 单 親 加 算 4.75																	
(単親) 18歳未満 25.55 18歳以上 42.45	(障害児加算) 障 害 児 加 算 17.80																	
(夫婦) 18歳未満 50.60 18歳以上 66.60	(障害者加算) 障 害 者 加 算(単身) 17.80 (夫婦) 25.55																	
(扶養児童) 11歳未満 14.45 11～15歳 21.40 16～17歳 25.55 18 歳 33.60	重度障害者加算(1人) 32.55 (2人) 65.10																	
	(介護者加算) 介 護 者 加 算(単身) 11.55 (夫婦) 23.10																	
	(高齢者加算) 60～74歳 (単身) 14.70 (夫婦) 22.35 75～79歳 (単身) 16.65 (夫婦) 25.00 80歳以上 (単身) 20.75 (夫婦) 29.55																	
所得、資 産 制 限	(注) 1. 3000ポンドを超える資産については、次の計算額が収入充当額と認定される。 計算額＝(資産総額-3000)/250(端数切捨)		所得、資 産 制 限	有														
所得、資 産 制 限	有 (資産について総額8000ポンド以上の者は受給資格がない。)																	

名 称	住 宅 給 付																																										
受 給 者	<p>住居費支払責任者であつて、次の条件に該当する者 (1) 所得扶助受給者 (2) (1)以外の低所得者</p>																																										
	<p>(1) 所得扶助受給者の場合 「家賃に係る住宅給付額」=「家賃」-「非扶養同居家族についての減額」 (2) (1)以外の低所得者の場合 「家賃に係る住宅給付額」=「家賃」-「非扶養同居家族についての減額」-0.65×(「収入充当額」-「必要経費基準」) (注) 1. 「家賃」の計算に当たっては、光熱費、食費等が家賃に含まれている場合は、減額規定が適用される。 (注) 2. 「非扶養同居家族についての減額」の金額は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">(18歳未満の者、18~24歳の所得扶助受給者等 0)</td> </tr> <tr> <td>25歳以上の所得扶助受給者</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18歳以上のフルタイム就業者</td> </tr> <tr> <td>収入が65~99.99の場合</td> <td>8.00</td> </tr> <tr> <td>収入が100~129.99の場合</td> <td>12.00</td> </tr> <tr> <td>収入が130以上の場合</td> <td>18.00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の18歳以上の者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4.00</td> </tr> </table>	(18歳未満の者、18~24歳の所得扶助受給者等 0)		25歳以上の所得扶助受給者	4.00	18歳以上のフルタイム就業者		収入が65~99.99の場合	8.00	収入が100~129.99の場合	12.00	収入が130以上の場合	18.00	上記以外の18歳以上の者			4.00																										
(18歳未満の者、18~24歳の所得扶助受給者等 0)																																											
25歳以上の所得扶助受給者	4.00																																										
18歳以上のフルタイム就業者																																											
収入が65~99.99の場合	8.00																																										
収入が100~129.99の場合	12.00																																										
収入が130以上の場合	18.00																																										
上記以外の18歳以上の者																																											
	4.00																																										
	<p>(注) 3. 「必要経費基準」は所得扶助(「個人手当」+「特別加算」と同様に計算されるが、基準単価は次のように若干異なる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>個 人 手 当</th> <th>特 別 加 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(単身) 18歳未満 33.60</td> <td>(家族加算)</td> </tr> <tr> <td>18~24歳 33.60</td> <td>有子世帯加算 9.30</td> </tr> <tr> <td>25歳以上 42.45</td> <td>单 親 加 算 10.60</td> </tr> <tr> <td>(単親) 18歳未満 33.60</td> <td>(障害児加算)</td> </tr> <tr> <td>18歳以上 42.45</td> <td>障 害 児 加 算 17.80</td> </tr> <tr> <td>(夫婦) 18歳未満 50.60</td> <td>(障害者加算)</td> </tr> <tr> <td>18歳以上 66.60</td> <td>障 害 者 加 算(単身) 17.80</td> </tr> <tr> <td>(扶養児童) 11歳未満 14.45</td> <td>(夫婦) 25.55</td> </tr> <tr> <td>11~15歳 21.40</td> <td>重度障害者加算(1人) 32.55</td> </tr> <tr> <td>16~17歳 25.55</td> <td>(2人) 65.10</td> </tr> <tr> <td>18 歳 33.60</td> <td>(介護者加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介 護 者 加 算(単身) 11.55</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(夫婦) 23.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(高齢者加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60 ~ 74 歳 (単身) 14.70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(夫婦) 22.35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75 ~ 79 歳 (単身) 16.65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(夫婦) 25.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>80 歳 以 上 (単身) 20.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(夫婦) 29.55</td> </tr> </tbody> </table>	個 人 手 当	特 別 加 算	(単身) 18歳未満 33.60	(家族加算)	18~24歳 33.60	有子世帯加算 9.30	25歳以上 42.45	单 親 加 算 10.60	(単親) 18歳未満 33.60	(障害児加算)	18歳以上 42.45	障 害 児 加 算 17.80	(夫婦) 18歳未満 50.60	(障害者加算)	18歳以上 66.60	障 害 者 加 算(単身) 17.80	(扶養児童) 11歳未満 14.45	(夫婦) 25.55	11~15歳 21.40	重度障害者加算(1人) 32.55	16~17歳 25.55	(2人) 65.10	18 歳 33.60	(介護者加算)		介 護 者 加 算(単身) 11.55		(夫婦) 23.10		(高齢者加算)		60 ~ 74 歳 (単身) 14.70		(夫婦) 22.35		75 ~ 79 歳 (単身) 16.65		(夫婦) 25.00		80 歳 以 上 (単身) 20.75		(夫婦) 29.55
個 人 手 当	特 別 加 算																																										
(単身) 18歳未満 33.60	(家族加算)																																										
18~24歳 33.60	有子世帯加算 9.30																																										
25歳以上 42.45	单 親 加 算 10.60																																										
(単親) 18歳未満 33.60	(障害児加算)																																										
18歳以上 42.45	障 害 児 加 算 17.80																																										
(夫婦) 18歳未満 50.60	(障害者加算)																																										
18歳以上 66.60	障 害 者 加 算(単身) 17.80																																										
(扶養児童) 11歳未満 14.45	(夫婦) 25.55																																										
11~15歳 21.40	重度障害者加算(1人) 32.55																																										
16~17歳 25.55	(2人) 65.10																																										
18 歳 33.60	(介護者加算)																																										
	介 護 者 加 算(単身) 11.55																																										
	(夫婦) 23.10																																										
	(高齢者加算)																																										
	60 ~ 74 歳 (単身) 14.70																																										
	(夫婦) 22.35																																										
	75 ~ 79 歳 (単身) 16.65																																										
	(夫婦) 25.00																																										
	80 歳 以 上 (単身) 20.75																																										
	(夫婦) 29.55																																										
	<p>(注) 4. 3000ポンドを超える資産については、次の計算額が収入充当額と認定される。 計算額=(資産総額-3000)/250(端数切捨)</p>																																										
所得、資 产 制 限	有 (ただし、従来設定されていた資産の上限額は、撤廃された。)																																										

表33 障害に関する給付

名 称	重 度 障 害 手 当 金	障 害 生 活 手 当 金
受 給 者	就労年齢の者で、傷病のため28週以上就労不能のもの (拠出要件を満たさないため、国民保険による傷病関連給付を受給できない者に限る。) (20歳以降就労不能になった者については、障害の程度が80%以上の場合に限る。)	65歳以下の者で、かつ、65歳前に生じた障害のため、ケア又は移動の援助が必要な状態にあるもの
手 当 額	手当額=32.55+「年齢加算」(※)+「扶養加算」(※) (※)「年齢加算」… 40歳前に就労不能になった場合は11.55 40~50歳に就労不能になった場合は7.20 50~60歳に就労不能になった場合は3.60 (※)「扶養加算」…19.45(成人)又は10.85(児童)	手当額=「ケア・ニード」(※)+「移動ニード」(※) (※)「ケア・ニード」…重度の場合は43.35 中度の場合は28.95 軽度の場合は11.55 (※)「移動ニード」…重度の場合は33.30 軽度の場合は11.55
所得、資産制限	無	無

付 添 手 当 金	障 害 就 労 手 当 金	障 害 者 介 護 手 当 金
65歳以上の者で、かつ、ケアの援助が必要な状態にあるもの	就労に不利な障害をもつフルタイム就労者(予定者を含む。)であり、かつ、申請時に障害関連の手当(加算)を受給しているもの	就労年齢の者で、かつ、重度の障害者を週35時間以上介護しているもの
43.35(ケア・ニードが重度の場合) 28.95(ケア・ニードが軽度の場合)	単身者の場合の手当額=42.40-(「純収入」-39.95)×0.7 単身者以外の場合の手当額=58.80+「児童給付」(※)-(「純収入」-66.60)×0.7 (※)「児童給付」の額… 10.40(11歳未満) 17.25(11~15歳) 21.45(16~17歳) 29.90(18歳)	手当額=32.55+「扶養加算」(※) (※)「扶養加算」… 19.45(成人) 10.85(児童)
無	有	無

表34 児童に関する給付

名 称	児 童 給 付	单 親 給 付
受 給 者	16歳以下の児童（19歳未満の全日制教育を受けている児童を含む。）を養育している者	児童給付受給者であり、かつ、児童養育責任を単独で負う者
手 当 額	第1子は9.65、第2子以降は1人につき7.80	第1子についてのみ5.85
所得、資産制限	無	無

表35 「社会基金」による給付

名 称	出 産 給 付	葬 祭 料	寒 冷 気 候 給 付
受 給 者	11週以内に出産予定の者 (所得扶助、家族クレジット、障害就労手当金受給者に限る)	葬祭費用負担責任者 (所得扶助、家族クレジット、障害就労手当金等の受給者に限る)	週平均気温が0℃以下の場合 (所得扶助受給者で、かつ、世帯に年金受給者、障害加算対象者、又は5歳以下の児童がいる場合に限る)
手 当 額	100.00（児童1人につき一時金）	（実費を基礎に算定）	6.00
所得、資産制限	有	有	有

(注) 「社会基金」による給付には、この他、緊急時貸付金、入所施設退所時の諸費用のための援助金等の制度がある。(予算の範囲内で行われる裁量的援助制度)

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第78号	英国社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第77号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第76号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/ 9/30
第75号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/ 9/30
第74号	英国の1993年統一地方選挙	1993/ 8/31
第73号	コントラクト・シティ	1993/ 7/30
第72号	英国における地方議員と地方行政	1993/ 7/20
第71号	ロンドンの地方団体について	1993/ 7/12
第70号	フランスの地方公務員制度－第2部－	1993/ 7/12
第69号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/ 6/30
第68号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/ 5/20
第67号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/ 5/20
第66号	フランスの地方公務員制度－第1部－	1993/ 3/31
第65号	英国の学校における日本教育	1993/ 3/31
第64号	ニューヨーク州スカースデール村（米国地方自治の現場Ⅲ）	1993/ 3/25
第63号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/ 3/25
第62号	サウスカロライナ州（米国地方自治の現場Ⅱ）	1993/ 3/12
第61号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/ 2/26
第60号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/ 2/26
第59号	米国地方政府の破産	1993/ 1/20
第58号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第57号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第56号	1992年米国大統領選挙等の概要（2）－地方編－	1992/12/25
第55号	1992年米国大統領選挙等の概要（1）－連邦編－	1992/12/25
第54号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23